

奈良市ボランティア登録制度 実施要項

(目的)

第1条 奈良市ボランティア登録制度（以下「ボランティア登録制度」という。）は、市民のボランティア活動を推進し、市民が互いに支え合い心ふれあうまちづくりを実現するため、ボランティア活動のさらなる充実と、ボランティアコーディネート機能の向上を目的とする。

(実施内容)

第2条 ボランティア登録制度として、次の事業を実施する。

- (1) ボランティアの募集及び登録
- (2) 行政、ボランティア・NPO団体等からのボランティア募集情報の収集
- (3) ボランティアの登録をした者（以下「ボランティア登録者」という。）へのボランティア募集情報その他の関連情報の提供
- (4) ボランティア保険の紹介
- (5) その他ボランティア活動に必要な事業

(登録要件)

第3条 本制度のボランティアに登録することができる者は、次の各号の要件を満たす個人とする。

- (1) 登録時に、市内在住・在勤・在学する者、奈良市内でボランティア活動をする意志のある者。ただし、18歳未満の者が登録しようとするときは保護者の同意を得るものとする。
- (2) 本制度の趣旨を理解し、ボランティア活動を希望する者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動を行おうとする者は登録できないものとする。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする活動、勧誘を伴う活動
- (2) 本来、有資格者によって行われるべき活動

(ボランティア登録)

第4条 ボランティアの登録を希望する者は、奈良市ボランティア登録制度（登録・変更）申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(登録の変更)

第5条 ボランティア登録者は、登録した内容に変更があった場合は、奈良市ボランティア登録制度（登録・変更）申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(登録の解除)

第6条 ボランティア登録者は、登録の解除を希望する場合、ボランティア登録制度登録解除申出書（第2号様式）を提出するものとする。

(登録期間)

第7条 ボランティア登録者の登録期間は3年とする。ただし、登録後初めての更新は、2年経過後、最初の4月をもっておこなうものとする。

2 登録期間満了時に意思確認を行い、市及び登録者の両者に異議のない場合は、期間満了後3年間更新できるものとする。

(登録の取消)

第8条 ボランティア登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、市は登録

を取り消すことができる。

- (1) ボランティア登録者の個人が死亡したとき。
- (2) ボランティア登録者と連絡ができなくなったとき。
- (3) 第3条第2項に該当する活動を行ったとき。
- (4) その他ボランティア登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

(登録された個人情報の取り扱い)

第9条 市は、ボランティア登録者の個人情報を厳重に管理するものとし、当該情報を次に掲げる目的以外に使用してはならない。

- (1) 市が行う各種行事及びボランティアに関する情報の提供
- (2) ボランティアセンター・ボランティアインフォメーションセンターの施設ボランティア情報の提供
- (3) 災害発生時、被災地や奈良市内で行う災害ボランティア情報の提供
- (4) 各民間団体・市民公益活動団体などのボランティア募集情報その他の関連情報の提供
- (5) 提出された申請書に基づき、個人情報に配慮した上でのホームページその他媒体でのリストの公開
- (6) その他、市がボランティア活動に有効と判断する情報の提供

2 登録を解除した者の個人情報は、第三者に流用されることのないよう厳重に確認の上、即時消去するものとする。

(ボランティア活動の依頼)

第10条 ボランティア活動の依頼をしようとする団体(以下「依頼団体」という。)は、ボランティア依頼書(様式第3号)を市に提出し、ボランティア活動の登録を受けなければならない。

2 依頼できるボランティアは、次の各号にあげるボランティア活動とする。

- (1) ボランティアセンター及びボランティアインフォメーションセンターの登録団体が行う活動
- (2) 市が主催及び共催する事業の活動
- (3) 市が認めた施設での活動
- (4) その他市が認めた活動

3 ボランティア依頼書の提出を受けたときは、市は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ボランティア登録者に対し情報提供するものとする。

4 依頼団体はボランティア依頼の内容に変更がある場合は、速やかにボランティア依頼書(様式第3号)を提出するものとする。

(施設登録及び変更・解除)

第11条 前条第2項第3号の施設は、市にボランティア登録制度施設(登録・変更)届出書(様式第4号)を提出し、認定を受けるものとする。

2 前項の届出をする場合は、次の各号を行う団体は登録できないものとする。

- (1) 主に営利を目的とする活動を行う施設
- (2) 政治を目的とする活動を行う施設
- (3) 宗教を目的とする活動を行う施設
- (4) その他市が不相当と判断する活動を行う施設

3 登録内容に変更がある場合は、ボランティア登録制度施設(登録・変更)届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

4 登録を解除する場合は、ボランティア登録制度施設登録解除申出書（様式第5号）を提出しなければならない。

（ボランティア活動をする者に対する報酬及び交通費等）

第12条 ボランティア登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、交通費並びに食事代、活動に係る材料費及びその他実費等については、依頼団体と協議することができる。

（免責）

第13条 市は、本要項に規定する活動によって生じたボランティア登録者及び依頼団体の損害について、その賠償の責を負わない。

2 活動中に問題が発生した場合は、ボランティア登録者・依頼団体の双方で話し合い、お互い誠意をもって解決に当たらなければならない。

（守秘義務）

第14条 ボランティア登録者及び依頼団体は、その活動中に知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。また、その登録が取り消された後、又は登録期間が満了した後も同様とする。

（庶務）

第15条 ボランティア登録制度に係る事務は、奈良市市民部地域づくり推進課が統括し、所管施設であるボランティアセンター及びボランティアインフォメーションセンターにおいて実施する。

（その他）

第16条 この要項に定めるもののほか、ボランティア登録制度に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年3月1日から施行する。